新潟県報道資料

新潟県

平成 31 年３月 25 日
産業労働観光部労政雇用課

平成 30 年度新潟県賃金労働時間等実態調査の結果

◎　平成 30 年７月の一般労働者の賃金支給総額は 280,974 円（前年に比べ 2.5%増加）
◎　平成 30 年７月の一般労働者の月間実労働時間数は 176.1 時間（前年に比べ 0.6 時間増加）
◎　育児休業取得率は男性 3.8%で過去最高

県では、県内の民間事業所に雇用されている労働者の賃金及び労働時間等の実態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定のための基礎資料とすることを目的として、毎年７月に「新潟県賃金労働時間等実態調査」を実施しています。

この度、平成 30 年度の調査結果がまとまりましたので公表します。

＜調査結果のポイント＞

◎　賃金の状況（一般労働者）

・　賃金支給総額は 280,974 円（所定内 261,927 円＋所定外 19,047 円）で、前年（274,230 円）に比べ 6,744 円（2.5%）増加
・　所定内賃金は 261,927 円で、前年（255,547 円）に比べ 6,380 円（2.5%）増加
　男性の所定内賃金は 284,140 円で、前年（277,360 円）に比べ 6,780 円（2.4%）増加
　女性の所定内賃金は 217,983 円で、前年（213,173 円）に比べ 4,810 円（2.3%）増加
・　所定外賃金は 19,047 円で、前年（18,683 円）に比べ 364 円（1.9%）増加

◎　労働時間の状況（一般労働者）

・　月間実労働時間数は 176.1 時間（所定内 165.5 時間＋所定外 10.6 時間）で、前年（175.5 時間）に比べ 0.6 時間増加
・　所定内労働時間は 165.5 時間で、前年（164.5 時間）に比べ 1.0 時間増加
　所定外労働時間は 10.6 時間で、前年（11.0 時間）に比べ 0.4 時間減少

◎　育児休業の取得状況

・　男性の取得率は　3.8%（前年比 0.2 ポイント増）
・　女性の取得率は 95.7%（前年比 1.9 ポイント減）

◎　パートタイム労働者の１時間当たりの所定内賃金は 986 円（前年比 17 円増）

詳細は、別添概況をご覧ください。

調査結果は、新潟県のホームページにも掲載しています。

アドレス（http://www.pref.niigata.lg.jp/roseikoyo/1225742463546.html）

本件についてのお問い合わせ先
労政雇用課　〔担当〕髙橋、笹川
（直通）025-280-5260　（内線）2814

平成 30 年度新潟県賃金労働時間等実態調査の概況

Ⅰ　調査の概要

1　調査目的

この調査は、県内の民間事業所に雇用されている常用労働者の賃金、労働時間等の実態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定のための基礎資料とすることを目的に、毎年７月に実施している。

2　調査対象

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に定める産業分類が「農業，林業」「漁業」及び「公務」を除く産業を対象としている。

調査対象事業所は 2,900 事業所で、そのうち有効回答のあった 1,414 事業所（有効回答率 48.8％）について集計した。また、調査対象事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者 25,217 人（うちパートタイム労働者 4,434 人）を集計対象労働者とした。

3　調査時点

７月分の賃金、労働時間等について平成 30 年７月 31 日現在で調査を実施した。

（注）本調査における各労働者の分類は以下のとおりです。

常用労働者：① 期間を定めず雇用されている労働者
② １か月を超える期間を定めて雇用されている労働者
③ 日々又は１か月以内の期間を定めて雇用されている労働者のうち、５月、６月にそれぞれ 18 日以上（パートの場合は 10 日以上）雇用された労働者

一般労働者（正社員＋その他労働者） ：常用労働者からパートタイム労働者を除いた労働者（フルタイム労働者）	パートタイム労働者 ：常用労働者のうち、１日の所定内労働時間又は１週間の所定労働日数が同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない労働者
正社員：一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者	
その他労働者：一般労働者のうち、正社員を除いた労働者（嘱託職員、契約社員等）	

Ⅱ　結果の概要

1　労働者構成（一般労働者）

(1)　集計対象となった一般労働者数（以下「集計労働者」という）は 20,783 人で、男性が 13,805 人（66.4%）、女性が 6,978 人（33.6%）となっている。
　規模別では中小企業が 16,079 人(男性 11,006 人、女性 5,073 人)、大企業が 4,704 人(男性 2,799 人、女性 1,905 人)で、その構成比は中小企業が 77.4%、大企業が 22.6%となっている。
(2)　平均年齢は労働者全体で 43.4 歳、男女別では男性が 44.1 歳、女性が 42.0 歳である。
規模別では中小企業が 43.9 歳（男性 44.6 歳、女性 42.2 歳）、大企業が 41.8 歳（男性 42.0 歳、女性 41.4 歳）となっている。
(3)　平均勤続年数は労働者全体で 12.4 年、男女別では男性が 13.4 年、女性が 10.6 年である。
規模別では中小企業が 12.2 年（男性 13.0 年、女性 10.4 年)、大企業が 13.3 年（男性 14.9 年、女性 10.9 年）となっている。

第１表　労働者構成

区　分	規模計			中小企業			大企業		
	対象労働者数	平均年齢	平均勤続年数	対象労働者数	平均年齢	平均勤続年数	対象労働者数	平均年齢	平均勤続年数
	人	歳	年	人	歳	年	人	歳	年
合　計	20,783	43.4	12.4	16,079	43.9	12.2	4,704	41.8	13.3
男　性	13,805	44.1	13.4	11,006	44.6	13.0	2,799	42.0	14.9
女　性	6,978	42.0	10.6	5,073	42.2	10.4	1,905	41.4	10.9

2　賃　金（一般労働者）

７月の賃金支給総額は 280,974 円で、その内訳は、所定内賃金 261,927 円、所定外賃金 19,047 円となっている。

第２表　月間賃金支給額

単位:円

区　分	平成30年			平成29年		
	賃　金 支給総額	所定内 賃金	所定外 賃金	賃　金 支給総額	所定内 賃金	所定外 賃金
規模計	280,974 (2.5%)	261,927 (2.5%)	19,047 (1.9%)	274,230	255,547	18,683

※(　)内は対前年増減率

3　男女・就業形態・企業規模・産業別所定内賃金（一般労働者）

(1)　７月の所定内賃金は 261,927 円で、前年に比べ 6,380 円増加している。
(2)　男女別では男性が 284,140 円、女性が 217,983 円となっている。

第３表　男女別所定内賃金

区　分	30年	29年	対前年 増減額	対前年 増減率	男女間賃金格差 (男性=100)	
					30年	29年
	円	円	円	%		
男女計	261,927	255,547	6,380	2.5	－	－
男　性	284,140	277,360	6,780	2.4	100.0	100.0
女　性	217,983	213,173	4,810	2.3	76.7	76.9

(3)　就業形態別では正社員が 270,225 円、その他労働者が 197,800 円となっている。

第４表　就業形態別所定内賃金

区　分	30年	29年	対前年増減額	対前年増減率	就業形態間賃金格差（正社員=100）	
					30年	29年
	円	円	円	%		
一般労働者計	261,927	255,547	6,380	2.5	－	－
正社員	270,225	263,853	6,372	2.4	100.0	100.0
その他労働者	197,800	188,557	9,243	4.9	73.2	71.5

(4)　規模別では中小企業が 253,880 円、大企業が 289,434 円となっている。

第５表　企業規模別所定内賃金

区　分	中小企業				大企業				規模間賃金格差（大企業=100）	
	30年	29年	対前年増減額	対前年増減率	30年	29年	対前年増減額	対前年増減率	30年	29年
	円	円	円	%	円	円	円	%		
男女計	253,880	247,830	6,050	2.44	289,434	280,565	8,869	3.16	87.7	88.3
男　性	274,685	267,860	6,825	2.55	321,319	313,608	7,711	2.46	85.5	85.4
女　性	208,744	204,387	4,357	2.13	242,586	234,653	7,933	3.38	86.0	87.1

(5)　産業別では「鉱業,採石業, 砂利採取業」が 319,704 円と最も高く、「宿泊業,飲食サービス業」が 211,533 円と最も低くなっている。

第６表　産業別所定内賃金

区　分	所定内賃金	平均年齢	業種間賃金格差（産業計=100）	区　分	所定内賃金	平均年齢	業種間賃金格差（産業計=100）
	円	歳			円	歳	
産業計	261,927	43.4	100.0				
鉱業,採石業,砂利採取業	319,704	45.8	122.1	不動産業,物品賃貸業	263,202	42.7	100.5
建設業	291,338	44.9	111.2	学術研究,専門・技術サービス業	294,883	43.8	112.6
製造業	246,932	43.6	94.3	宿泊業, 飲食サービス業	211,533	41.9	80.8
電気・ガス・熱供給・水道業	269,689	41.8	103.0	生活関連サービス業, 娯楽業	228,587	40.8	87.3
情報通信業	270,378	38.1	103.2	教育,学習支援業	295,032	42.7	112.6
運輸業, 郵便業	266,259	48.2	101.7	医療, 福祉	243,017	41.5	92.8
卸売業, 小売業	265,333	42.6	101.3	複合サービス事業	272,155	40.5	103.9
金融業,保険業	317,127	40.7	121.1	サービス業	239,012	45.4	91.3

4　労働時間（一般労働者）

(1)　7月の総実労働時間数は176.1時間で、その内訳は、所定内労働時間165.5時間、所定外労働時間10.6時間となっている。

(2)　7月の実労働日数は21.6日で、規模別では中小企業が21.8日、大企業が21.0日となっている。

第７表　月間労働時間数

単位:時間

区　分	平成30年			平成29年		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
規模計	176.1 (0.3%)	165.5 (0.6%)	10.6 (▲3.6%)	175.5	164.5	11.0

※(　)内は対前年増減率

5　休　日

(1)　何らかの週休２日制を採用している事業所の割合は88.6%となっている。
　　また、完全週休２日制を採用している事業所の割合は47.6%で、規模別では中小企業が39.1%、大企業が78.2%となっている。

(2)　年間休日数は105.4日で、規模別では中小企業が102.8日、大企業が114.9日となっている。

第８表　週休制の形態別事業所割合

単位:%

区　分	事業所計	何らかの週休2日制						その他
		計	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
規模計	100.0	88.6	47.6	13.7	11.9	12.9	2.5	11.4
中小企業	100.0	87.1	39.1	15.0	14.6	15.4	3.0	12.9
大企業	100.0	94.0	78.2	9.0	2.1	3.8	0.9	6.0

6　休暇制度

年次有給休暇の付与日数は16.3日であり、取得日数は6.9日、取得率は42.3%となっている。

第９表　年次有給休暇の付与・取得状況

区　分	平成30年			平成29年		
	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率
	日	日	%	日	日	%
規模計	16.3	6.9	42.3	16.1	6.8	42.2
中小企業	16.1	6.7	41.6	16.1	6.5	40.4
大企業	16.6	7.4	44.6	16.0	7.5	46.9

7　育児休業制度

(1)　育児休業制度を労働協約、就業規則等で定めている事業所の割合は、中小企業で 89.7%、大企業で 100.0%となっている。このうち中小企業では 2.5%、大企業では 7.5%が休業中の全期間又は一部期間有給となっている。

取得可能な休業期間は、中小企業、大企業とも「２歳に達するまで（法定どおり）」が最も多くなっている。

第 10 表　育児休業制度の規定状況

単位：%

区　分	制度を定めている事業所	休業期間				有給事業所
		2歳に達するまで（法定どおり）	2歳以上3歳に達するまで	3歳以上小学校就学まで	その他	
規模計	91.9	81.9	4.4	0.9	12.8	3.7
中小企業	89.7	81.8	2.7	0.7	14.8	2.5
大企業	100.0	82.3	9.8	1.6	6.2	7.5

(2)　平成 29 年７月１日から平成 30 年６月 30 日までの１年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む）がいた事業所について、育児休業制度の利用者（予定含む）の割合を男女別にみると、男性は 3.8%、女性は 95.7%となっている。

第 11 表　育児休業制度利用の労働者数

単位：人、（ ）内：%

区　分	男性			女性		
	配偶者が出産した男性労働者計	育児休業制度を利用した男性労働者（予定含む）	育児休業制度を利用しなかった男性労働者	出産した女性労働者計	育児休業制度を利用した女性労働者（予定含む）	育児休業制度を利用しなかった女性労働者
規模計	555 （ 100.0 ）	21 （ 3.8 ）	534 （ 96.2 ）	554 （ 100.0 ）	530 （ 95.7 ）	24 （ 4.3 ）
中小企業	339 （ 100.0 ）	16 （ 4.7 ）	323 （ 95.3 ）	366 （ 100.0 ）	355 （ 97.0 ）	11 （ 3.0 ）
大企業	216 （ 100.0 ）	5 （ 2.3 ）	211 （ 97.7 ）	188 （ 100.0 ）	175 （ 93.1 ）	13 （ 6.9 ）

8　パートタイム労働者の賃金等

(1)　集計対象となったパートタイム労働者数は 4,434 人で、男女別では男性が 932 人(21.0%)、女性が 3,502 人(79.0%)である。

(2)　パートタイム労働者の７月の１時間当たりの所定内賃金は、986 円(前年 969 円)となっている。